

広島市地域防犯カメラ設置補助制度について(概要)

防犯活動を行っている団体が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

1.制度の目的

地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。

2.補助対象団体

防犯活動を行っている町内会・自治会、連合町内会、防犯組合、防犯組合連合会、地区（学区）社会福祉協議会

補助金の申請希望（事前協議申請）のあった団体の中から、防犯活動や犯罪情勢等を考慮した上で、補助対象団体を決定します。

3.補助対象経費

- (1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事にかかる経費
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費
（機器の保守点検、電気料金等の維持管理経費は補助対象外。）

4.補助率等

- ・ 補助対象経費の3/4以内（千円未満切捨て）
- ・ 1台につき30万円を限度

5.補助対象機器

- (1) 防犯活動の一環として道路、公園等の公共空間を撮影対象とする防犯カメラ
- (2) 有効画素数、録画速度、録画日数等一定の要件を満たす必要があります。

6.設置・管理運用

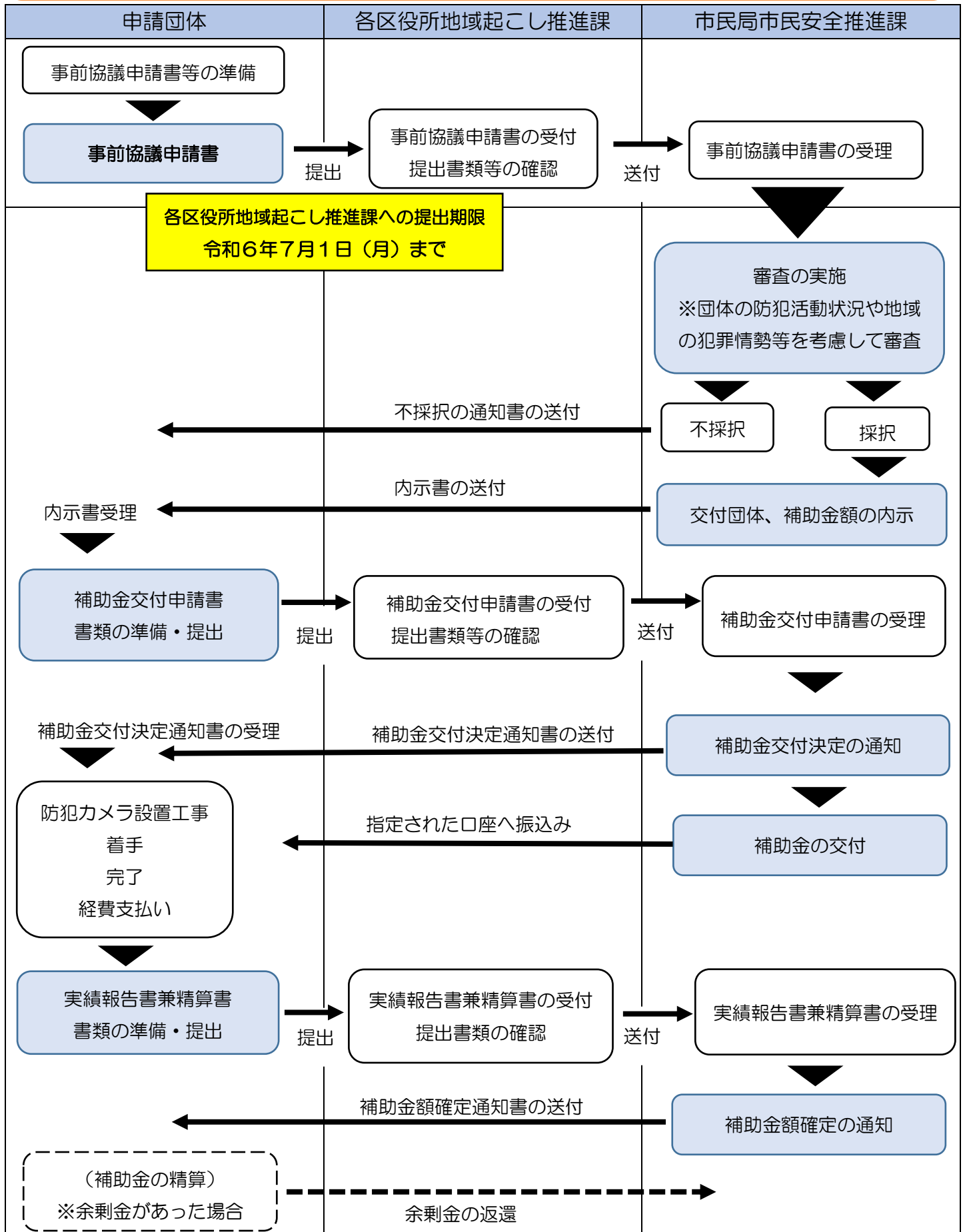
防犯カメラは、不審者の多発する場所や通学路など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように、適正に管理・運用してください。

7.主な遵守事項

- (1) 防犯カメラを設置していることを表示した看板を設置してください。
- (2) 防犯カメラ設置場所の所有者等の同意（許可）を得るとともに、設置について道路占用許可等が必要な場合は許可を得てください。
- (3) 設置団体において、「地域防犯カメラ管理運用規程」を作成してください。
- (4) 撮影した画像及び画像を収録した記録媒体を適正に管理・運用するために、「管理運用責任者」及び「操作取扱者」を指定してください。
- (5) 画像の保存期間は7日以上30日以内とし、経過後は消去してください。
- (6) 画像の目的外での利用や第三者への画像提供はできません。ただし、法令に基づく照会や人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合等は提供できるものとします。
- (7) 地域防犯カメラ管理運用状況報告書を毎年提出してください。
- (8) 防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は、適切に維持管理してください。
- (9) 移設や撤去の必要が生じた時は、設置の際の所有者等の合意事項等を遵守し、関係者等と協議を行い適切に対応してください。



事前協議から管理運用までの流れ



※ 防犯カメラを設置した日から廃止する日までの間は、適切な維持管理とプライバシーに配慮した運用を行う。また、毎年、『地域防犯カメラ管理運用状況報告書』を提出する。